

事件番号 令和4年(ワ)第14号  
損害賠償請求事件  
原告 高野邦夫  
被告 国

期 日 呼 出 状

令和4年10月26日

原告 高野邦夫様

〒728-0021

広島県三次市三次町1725-1

広島地方裁判所三次支部民事訴訟係

裁判所書記官 岩岡秀憲

電話 0824-63-5142

FAX 0824-63-5144



頭書の事件について、当裁判所に出頭する期日下記のとおり定められましたから、同期日に出頭してください。

なお、受領の際には、下記「期日請書」部分に記入、押印の上、当庁までこの書面をご送付ください（ファクシミリ送信可）。

記

期 日	令和4年11月21日（月）午後1時10分
	口頭弁論期日
場 所	第2号法廷

令和4年11月21日午前11時00分の弁論準備手続期日及び弁論準備手続に付する旨の決定が取り消されました。これは、被告において原告準備書面に対する反論の要否を検討したところ、反論はしないこととなったため、口頭弁論期日で手続きを進めることとなったものです。

なお、上記期日に差し支えがある場合には、当職までご連絡ください。

期 日 請 書

広島地方裁判所三次支部 御中

頭書の事件について、上記期日をお請けします。

令和 年 月 日

氏 名

印